書　類　送　付　書

令和７年１２月２９日

[redacted]簡易裁判所　御中
（ＦＡＸ：045-324-1951）
[redacted]　殿

東京都[redacted]

被告訴訟代理人
弁護士　[redacted] [redacted]

下記書類をご送付申し上げます。お手数ですが署名押印の上、本書を裁判所及び当職にファックスして頂きたくお願い致します。

記

事件番号　[redacted]
不当利得返還請求事件
原告　[redacted]
被告　学校法人日本大学

文書　答弁書
乙１号証乃至乙３号証

受　領　書

上記書類を受領いたしました。
令和　7　年　12月　31　日

原告　[redacted]

神奈川簡易裁判所　御中　(FAX045-324-1951)
弁護士　[redacted]　行　(FAX[redacted])

[redacted]簡易裁判所　御中

副本

[redacted]
不当利得返還請求事件

原告　[redacted]
被告　学校法人日本大学

令和７年１２月２９日
被告訴訟代理人
弁護士　[redacted]

証　拠　説　明　書（乙号証）

号　証	標　目 （原本・写し）	作成者 作成年月日	立証趣旨
乙１号証	入学案内 （原本、抜粋）	被告 令和６年度	通信教育部に入学してから単位取得、卒業までの案内書（特に、マーカーアンダーライン部分）
乙２号証	入学要項 （原本、抜粋）	被告 令和６年度	入学してからの出願書類、学費、単位取得などの要項を記載している（特に、マーカーアンダーライン部分）
乙３号証	学修要覧 （原本、抜粋）	被告 令和６年度	履修要項、学修方法、単位取得方式、在学中の諸手続などの要項を記載している（特に、マーカーアンダーライン部分）

以上

[redacted]簡易裁判所　御中

副本

[redacted]

不当利得返還請求事件

原告　[redacted]

被告　学校法人日本大学

令和７年１２月２９日

被告学校法人日本大学訴訟代理人

弁護士　[redacted]

（送達場所）

[redacted]

答　弁　書

第１．請求の趣旨に対する答弁

１．原告の請求を棄却する

２．訴訟費用は、原告の負担とする

との判決を求める。

第２．請求の原因に対する答弁

１．（事実経過）について

（１）前半は認める。

（２）後半の「この金額」以下は、否認ないし争う。

ア．入学諸費用 [redacted] 円には選考料や入学金が含まれており、原告が主張する授業料 [redacted] 円には通信授業の授業料と通信教材費（３２単位分）が含まれている。なお、補助教材費 [redacted] 円に

は単位を修得するための手引関係書類（学修要覧、リポート課題集、科目修得試験の手引、スクーリングの手引等）の料金となっている。また、授業料「通信授業の授業料及び教材費」の他に学生サービス（ポータルサイトの利用、問合せを含む学生生活支援など）や在籍するための諸費用全て含めたものを授業料として徴収している。

イ．ここで被告学校法人日本大学（以下、被告日本大学という）における通信授業を説明する。

通信授業とは通信教材を学生が配本申請し、通信教材をもとにリポートを作成して添削を受ける授業形態を指す。

原告が主張しているスクーリング、メディア授業、Ｓメディアについては、授業料とは別に受講料を支払うことにより受講を提供している学修形態である。

２．（教育サービス未提供の具体的事実）

（１）ＩＤ、パスワードが発行されていない、との主張について

主張は、否認ないし争う。

ア．被告日本大学では、修得する科目の履修登録を入学した後に手続きをすることになっている。その後に、登録した科目を通信授業、スクーリング、メディア授業、Ｓメディアのうち、どの方法で学修するかを学生自身が選択することになり、学生の要望に合わせた学修方法を提供することになっている。

イ．ただし、通信教育課程であるため、通信授業を基本としている。通信授業は授業料として納入している中で学修することが可能としているが、スクーリング、メディア授業、Ｓメディアの受講を選択している場合、授業料とは別に１科目ごとに受講料の納入が必要となることは前述した。

ウ．このことについては、入学前の入学案内、入学要項及び学修要覧などにも掲載し、スクーリング、メディア授業、Ｓメディアの申込時にも学生に周知を図っている。

エ．原告は、メディア授業（後期）について、７科目の受講を申請し、被告日本大学は令和６年９月１１日に同申請を受諾して、同年１０月４日納入期限の受講料振り込み依頼書と共に受講許可通

知書を同年９月２０日に郵送している。

また、令和６年１０月１５日からの受講開始に向け、同年１０月２日にポータルサイトにおいて、ログインＩＤ及びパスワードを受講許可者に対して案内している。

オ．しかしながら、原告は令和６年９月２８日付で退学願を提出している。そこで被告日本大学は同年９月２８日付で原告を退学扱いとして処理している。したがって、同年１０月１日以降はポータルサイトへのアクセス利用資格を喪失していたことから、ログインＩＤおよびパスワードを原告が確認できない状況になったはずである。そのため、被告日本大学においてもログインＩＤ及びパスワードは発行していたものの、当該案内の有無を確認できない状況となった。

なお、原告からの問い合わせに対し、被告日本大学は令和７年１１月６日付回答において、ＩＤ及びパスワードの発行記録がない旨の回答はしていない。ポータルサイト上で案内していたＩＤ及びパスワードを含むお知らせを原告が確認した記録がない旨を回答している（上記、回答書の記載を確認されたい）。

（２）メディア授業のログイン履歴がゼロ、との主張について

主張は、否認する。

前述したとおり、原告はメディア授業開講日より前に退学手続きを了していることから、メディア授業の受講についてはその権利を有していなかったものである。しかも、メディア授業の受講については、授業料とは別に受講料の納入を必要としているが、原告は当該費用の納入をしていない。

（３）Ａ方式（リポート提出方式）も実質利用不可、との主張について

主張は、否認する。

ア．教材については、自動的に配布されるものではなく、原告が履修登録した科目のうち必要に応じて「配本申請」することになっている。

イ．また、通信授業で単位を修得するためには、リポート課題集から課題を確認し、リポートを作成、提出した後、科目修得試験を受験、提出したリポート・科目修得試験に合格することで単位を修得できる。

ウ．原告は、この単位修得するまでの流れを理解していないだけでなく、自ら教育を受ける機会を放棄している、と言わなければならない。これらの学修方法の流れについては、入学後に配布した「学修要覧」において説明しているものである。

また、令和６年９月２５日のお問い合わせに対する回答において、学修方法がわからない場合には「学修支援センター」への利用を紹介しているが、原告自身の意思で学修方法を理解する機会を放棄していると言わざるを得ない。

（４）被告の主張は形式論にすぎず、実質的提供がない、との主張について

主張は、否認ないし争う。反論は前述したとおりである。

（５）既納金返還不可の学則は無効、との主張について

主張は、否認ないし争う。

ア．入学諸費用の返還については、「入学要項」に詳細を記載してある。そのうち、入学許可日から起算して１４日以内に電話などで申し出た場合には、返還に応じると規定している（入学辞退の扱い）。しかし、原告はこの期間を経過している。

イ．取扱期間後は、在学生として学籍を有しているので、返還に応じない。

ウ．したがって、消費契約法９条１号に基づく主張は、争う。

（６）不当利得返還義務（民法７０３条）の成立、との主張について

主張は、否認ないし争う。

ア．原告と被告日本大学は、いわゆる入学契約を締結した法律関係である。したがって、契約にもとづいて入学金、授業料などの諸費用を支払っている。受領した金員は、法律上の原因が存在している。

イ．これまで述べたとおり、被告日本大学には、その原因を消滅させるような事由は一切ない。

ウ．したがって、主張は争う。

（７）内容証明郵便による請求、との主張について

回答文書は、２回送付している（令和７年１１月６日付、同年１１月１３日付）。主張する「誠実な回答」とは返還の応諾が記載されていないゆえか。

第３．被告日本大学の主張

１．原告の主張は、大学に入学する際、あるいは入学後に被告日本大学から配布された「入学案内」「入学要項」「学修要覧」などを十分に理解して諸手続きをなしていたかどうか極めて疑問とするところである。（原告は被告日本大学に入学する前、他大学を卒業している経歴を有している。）自ら申請、納入を怠っていながら、本件訴訟を提起し、その責任を被告側に負わせる如く主張が目立っている、と思わざるをえない。

２．その意味で本訴は信義則に反する。

３．被告日本大学は、最高裁判所平成１８年１１月２７日付の裁判例の判決内容の趣旨に沿う対応をして来ているところである。

なお、原告と被告日本大学との本件に関するやりとりは、別紙の時系列による一覧表のとおりである。

以上